

[大城 毅議員 登壇]

○10番 大城 毅君 それでは、最終日の一番の質問に立たせていただきます。昨日も宮城寛諄議員から関連した質問もありましたけれども、また別の角度からこのたびの南部水道企業団における不正給与等の問題について問うてまいりたいと思います。最初に南部水道企業団のアドバイザー会議の結論、提言が出されまして、企業団はそれに対する対応を決定しております。まず、南部水道企業団の今回問題となった不正支給の総額はいくらかのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、提言と企業団の決定などでも責任を問われた者がいない現状となっています。これは改めて伺いますけれども、この責任は誰がどのように取ったのか、結論は取られていないかたちだけでも、改めてこの経緯についてお伺いいたします。

それから、南部水道企業団の経営状況、給与水準などは、同規模市町の水道経営と比較してどうなっていたのかについてお伺いいたします。それから4番目に、企業団を解散してそれぞれ単独で運営した場合との比較検討は常にされているべきものではないかと思えます。特に今回のようなかたちで問題となっているわけですから、この機会に改めて町としてどうなっているのか確認をする必要があるのではないかという意味で問うております。ご答弁をお願いします。

それから、小学校、中学校でももちろん今給食費が支払われていますが、その他に校納金だとか学級費だとかいろいろな項目で保護者への徴収金がございます。それについて聞いています。当然と言えば当然ですけれども、学校の校舎や設備、備品といったものについては予算が公費で町がもったりあるいは県・国でもったりして運営しているわけですが、それ以外に私費で保護者に負担していただいているものがございます。これについて確認をしたいと思います。町内6小中学校ごとに違いがあるのかお伺いいたします。

そして、公費と私費の区分をどのように行っているかお伺いいたします。

それから、保護者から私にお話がありまして、今回から新たにプリント代ということで、年間だったと思いますが100円が4月分の徴収袋に記載されていたと。この方はPTA関係の活動もしておられて校長先生からそのような話もあったということで、PTAで理解していただきたいという説明があったらしいですけれども、新たにそういったものが出てきたということでありました。このように新たな保護者負担が生じていると受け止めまして、その理由と根拠についてお伺いしたいと思います。

それから、確か前回も伺ったかと思いますが、学校給食賄費の問題です。賄費について、今年度から一般会計からの補てん分をなくしまして、保護者負担分のみで運用する方針になったと、部長はそれが原則で原則に戻ったのだというような確かおっしゃり方だったと思いますが、そのことについては議会からの留意事項が出されて、それへの対応が今議会で報告されました。それは一言で言えば検討しますというようなものでございました。私

としては、少なくとも補正予算を増して従前に戻すというのが必要ではないかと考えますが、そういう考えがないか改めて伺います。

それから、保護者からすれば給食費の値上げを検討しているということで学校給食共同調理場の運営委員会で議論しているというのも聞きましたので、改めて保護者負担の値上げをするのかしないのか確認をしたいと思います。

それから、これも前回も求めましたけれども、町道129号線、好春議員が高速下側道、喜屋武から大里に行く路線までの側道、私が言っているのは南城市側、与那覇から喜屋武に向かって行く所、そこの出口近くにほぼ沿う形となっている町道129号線の舗装について改めて伺いますが、まず放置された経緯についてお伺いします。

町道がたくさんありますけれども、この中で未舗装が何パーセントであるのか。通告書には書いてありませんが、舗装の延長もお答えいただければと思います。

これらの場所は、それぞれ町道であるわけですから、ほんのわずかしかなかったと聞いていますので、さっそく舗装すべきだと思いますがこのことについてお伺いいたします。以上、ご答弁をよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1つ目、南部水道の不正給与等の総額、責任などはどうなっているか(1)についてお答えします。その件については、お配りした答弁書、これは数日前に作成しましたが、昨日改めて南部水道企業団に問い合わせをいたしましたところ、まだ総額については出されていないということで、今精算中であるということでありました。

(2)についてお答えします。その件については、企業長のいわゆる私的諮問機関としてのアドバイザー会議の委嘱を受けて計6名の委員ですが、本町から2名、私と総務課長、八重瀬町も同じく副町長と総務課長、そして企業団側から次長、総務課長の計6名で、実際に規則に基づかない昇給昇格等の起こったその時期がすでに10数年前の事案でありまして、在職する職員が直接決裁をする権限のない、いわゆる係わっていないことが歴代の企業長、次長あるいは総務課長を任意で委員会に起こしただいてヒアリングをした結果、恣意的な取り扱いと言いますかそういう作意はなかったということで、個々の職員の責任は問えないという結論で提言書をまとめました。ただ、その問題については、条例・規則の取扱いが間違っていたわけですからこれは正すべきだということで、過払いあるいは未払いについてはすみやかに対処するよにということでの提言を行っています。そのことが南部水道企業団職員全体としての問題であり、それを自覚しながら、今後信頼回復に努めてもらいたいという意味で意見を付しました。

(3)についてお答えします。南部水道企業団に確認をしたところ、経営状況について収益で費用を賄えているかを示す指標として経常収支比率がありますが、その数値が109.

7パーセントであり且つ単年度の収支が黒字であることから、経営状況は良好状態にあるということでもあります。給与水準の近隣比較は行っていないと報告を受けております。

(4)についてお答えします。ご質問の件については、南部水道企業団に問合せをいたしましたところ、それぞれ単独での運営を前提としての多種にわたる資産管理を含めた費用の資料はまだ作成していないということで、比較は行っていないということでもあります。

質問事項4つ目の町道129号線の未舗装部分整備を求める(1)についてお答えします。町道129号線の舗装については、南部国道事務所による那覇空港自動車道の整備時に工事車両通路として利用するため、粉塵対策としての舗装がされたということがあります。この工事の際に、側道に近い農道を舗装したことにより、町道129号線が未整備の状況になっているということでもあります。(2)についてお答えします。町道総延長9万3760.4メートルのうち、未舗装箇所は518.7メートルで、その未舗装率については0.55パーセントとなっています。(3)についてです。本町で行っている道路整備は、現在6路線であり、今後も利用度の高い道路整備を優先に考えていることから、町道129号線の早急な整備は厳しい状況であります。今後の道路の損傷等は維持修繕で対応・対処してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 大城 毅議員の質問事項2. 小中学校の保護者負担に関するご質問にお答えします。(1)でございますが、プリント代、学習ドリル教材、裁縫セット、社会見学バス代など、個人が使用するものについて負担をしていただいております。小学校と中学校とでは品目等に違いがございます。(2)の公費と私費の区分でございますけれども、コピー用紙、トナー、事務用品、蛍光灯、電池など使用者が限定されていないものについては公費で支出をしています。また、児童生徒が直接使用する教材費等については、私費として徴収しております。(3)でございますが、憲法で義務教育はこれを無償とするとの規定は、最高裁の判例において無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であるとされております。また、教育基本法第5条第4項により、義務教育の無償の範囲について、国公立の義務教育小学校における授業料の不徴収である旨を規定しております。判例及び法令に基づき、児童生徒が直接授業で使用するドリル等のプリント代については、保護者負担と認識いたしております。

質問事項3. 学校給食賄費に関するご質問にお答えいたします。(1)でございますが、学校給食賄材料費については、学校給食法により給食費は保護者負担と規定していることや、他の事業との優先順位など多角的な観点から検討してまいります。(2)でございますが、平成30年度から保護者負担金の見直しに向けて調査検討しております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 答弁ありがとうございました。それでは、項目1から一問一答で質問をしてみたいです。まず、南部水道企業団の今回の総額について、いまだに計算がなされていないというのはちょっと納得できない。なぜそうなのか。提言書がまとめられたのは3月31日、そのあと追加提言というのがいつでしたか、6月13日ですね。それから、南部水道がそれに対する対応を決定してからでも何か月もなろうかというところですか。それでもいまだに総額が計算できないという、なぜそうなるのか。これはちょっと南部水道の事業運営に関することは南部水道議会でやればよいことではあるのだけれども、このことに関して町はどう把握しているのかお伺いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 ではお答えします。まさにご指摘のとおり、あれから3月、4月ですか経過をして、いまだ取組がなされていないことについては、私どもも企業長はじめ管理職の皆さんに早めの対応を機会あるごとに申し上げています。提言書の中でも未払い、過払いについてはそれぞれ基準日を設定して、それから5年未払いを戻してもらおうと、2年未払い分は支払いすると、この基準日が決定しないことには、いたずらに時効が進行する、場合によってはそういうことになり兼ねないという危惧はしています。第1回目の3月末に提言したあと、6月の2回目の内容については、3月に提言した内容に更に新たな処理、給与の取扱い、独自に改めて追加・加算した内容については理解できないということでその分を指摘しました。ただ、企業団側としては、職員側としては、当局との協定に基づく内容だからそれは合っているか違っているかは別として労使合意の上で結ばれた協定だからこれは当然有効だということの意見が合わなくて、上部団体である自治労県本部と調整、申し立てをしているということをお伺いしております。これからすると、正直言いますと長引くのかなと思っております。しかし、これだけ注目をされている内容ですから、やはりすみやかに双方が前向きに解決に向けて歩み寄ることが必要だということで、それについてはこれからも機会あるごとに助言をしてみたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今のご答弁を聞いておられますと、3月31日の提言と6月13日の提言があるわけだけれども、6月13日の提言については企業団としては全てを受け入れるわけにはいかないという状況になっていると理解してよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そういうことであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そういうことがあって、総額の計算ができないと理解いたしました。ところで、先ほどあった5年分の返還、それから2年分の未払い、こちらからの支出は受け入れているわけですね。それについては執行されつつあるということなのか。その点で、実際例えば5年分返していただく分については総額いくらなのか、何名なのか。それから、不足分をお支払いすることについては何名でいくらなのか。それでそれがどれだけ執行されているのか。これについては把握されていますか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほどの答弁をちょっと訂正したいのですが、質問の仕方が6月提言について納得していないというのは、職員側が納得していないということで、当局側は提言書に沿って取り組みたいという解釈、ここが今、合意に至っていないということです。ここは訂正させていただきたい。今の質問について、南部水道企業団は、職員23名おります。そのうち返還対象が12名、7名が未払いのある方、4名が変動・増減のない職員であります。この計算については、先ほど言いましたようにまだ合意に至っていないということで計算がされていないということです。ただ、第1回目の3月末提言の時点で、その提言に沿った給与見直しは全職員対応しているということでもあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 分かりました。先ほど基準日のお話をしていましたが、いつを起点にして考えるかということですね。5年遡る、2年遡る際のこれが29年3月1日及び29年4月1日付けの実施日とすることが妥当だという提言をされているわけですね。ただ、協定書に基づくものについては、執行側と労働組合側とで意見の相違があるということでまだ確定できない。そのために、人数は分かっているけれども金額は確定していないと、そういうことでよろしいですね。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そのとおりであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 分かりました。総額について両者が合意できていない段階では、客観的にどちらが確認できる額なのか分からないわけですので、例えば提言書の立場でやるといくらなのかということになるとまたそれが一人歩きにしなければならないという不安もありますので、このことについてはここで留めたいと思います。ただ一方、責任について、現在在職する職員の中では決裁したものがいないと、故に処分ができないというふうな答弁でした。退職されてそこにはいないと、退職された者にそれはできないという意味だと思いますが、しかし、10年を超えてそういったことが行われていたということですので、行政側もそういうことになるだろうけれども、住民、水道利用者からすればそんなことは内部の問題でしょうと、とにかくこれは誰か責任を取らなければ落ちが付かないではないかというのは確かに道理が通ると思うのです。これには行政は答えなければいけないはずで、住民の立場はそれで通るはずなのです。住民側からすれば余分に取り除かれた、その分を返してもらったり不足分を払ったりするのは当然だけれども、しかしわれわれは負担しなくてもいいものを負担した。水道代は変わらない。誰も責任を取らない。これで住民は納得できますか。できるわけがないですよ。それで、私はこんなときこそ、その期間、例えば南風原町で言えば町長がずっと理事としておられたわけだから、直接タッチしていないとはいえ理事としての責任があるはずで、そこはどうお考えですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。先ほど副町長からお答えしたとおりであります、この件について経緯は新聞報道等において、また南風原町に投書がありました。これに対して放置はできないのではないかとということで即企業長に、次長に対し、住民に説明できないという思いで自分たちで解決すべきだと、八重瀬・南風原も理事者として当然、南部水道企業長以下信頼しているわけですが、しかしながらその信頼を損なうようなことが起きているのだから、独自にやるのではなくて給与問題等においては八重瀬、南風原にも専門職がいるからその担当とも連携しながら取り組んでもらわなければ困るよと。これにはあまり響かないものですから、職務外ではありますが、副町長と総務課長に南風原町だけではなく八重瀬も一緒になってアドバイスをするようにやりなさいと、調査をして手助けをなささいということになって、それから動いたような状況であります。

企業団立上げ当初は、自己水があるから私たちも加入させてくれということだったかも知れないが、以前と今では時代が変わってきているよと、40年、50年前は水質の問題について課題はなかったが、今は大きな問題が生じてきているし、また以前は国・県のダムの水供給が少なく断水の状況があるから自己水は大事だという思いで私たちも加入させた経緯もある、その当時の恩義があるから脱退というのは厳しい状況であるが、しかしながら

時代は変わってきている。住民から信頼を失うような業務体制であれば、私たち南風原町議会、住民からは50年も一緒にやってきた最初の恩義はあるが今の状況であれば解散する以外にないことにつながる可能性があるよと、皆さん方がしっかりしなければこういう不満も出て来る可能性があることは肝に銘じて、今回の不祥事はある面で誤りだったかも知れないが、信頼回復のためにはそれだけ真剣に取り組むようにと強く主張してまいってきております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今の経過、それからこのような不審をかけられた以上、場合によっては解散も検討せざるを得ないというように聞こえましたけれども、しかし、それはそれで別途議論したいと思います、私が申し上げているのは理事者としての責任はどのようなのですかということです。そのことについては今、一言も答えていないと私は思っています。いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 先ほども申し上げたとおり、八重瀬、南風原町は理事者として、企業長を中心にしっかりやってもらいたいということが私たちの務めだと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 一部事務組合でやっている事業はいくつもあるわけですが、それぞれの市長、町長が直接タッチすることは当然ありません。その責任者を信頼して任せる。またその議会でやり取りしてもらおうというのが当然仕組みだと思うのですが、それはしっかりやってもらうのは当たり前のことであって、今回不祥事が明らかになったので改めてしっかりしてくれと言うのは、これはまた理事者として当然のことだと思います。町長は、町長の責任を明言することはないわけですね。改めて伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 理事者として当然しっかりするよという大きな言葉をかけるのが務めだと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私は数字・金額は明らかではありませんけれども、人数は先ほど報告がありました。新聞でも一部、一人の返還がいくらだとかというのは確かあったような気がしますけれども、総額ではどうなのか見えていないので不確かで金額的な問題をさて置いても行政に対する信頼、特に命の水を扱う、届けるライフライン、いつも災害救助訓練などでも南部水道には大変お世話になっているし、また普段から当たり前水は使えるものということで皆使っているわけだけでも、そこに対する信頼を失わせた。その責任はおっしゃっていると思うのですけれども、この間すでに卒業された直接の管理者がそういったことを恣意性はなかったと判断はしているようだけれども結果としてそうなったということであれば、それは理事者が責任を負うしかないのではないかと私は思います。これ以上議論してもしょうがないのですが。

ところで、副町長はアドバイザー会議で恣意性がなかったと判断をしたその根拠はどこにありますか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。アドバイザー会議の中ですでに退職をされた、当時の決裁権者であった上司を何名でしたかほぼ全員、呼び掛けに応じて来てヒアリングに臨んでもらいました。そこで思ったのは、実際実務の面では上司は担当職員が起案をしてくると、それについては担当職員ですから当然合っているものだと、いわゆる条例・規則に沿って適正に昇給・昇格の事例の決裁お伺いを出しているのだという理解をしていました。しかし、結果的にはそれが飛び級であったりあるいは在級年数を満たさないとかいろいろその後調査の中で明らかになりましたが、いかんせんヒアリングをした当時の管理職、決裁者からは部下を信頼してやったのだということでしたので、これ以上の追及はできなかったということです。アドバイザー会議の中ではこれ以上の追及はできなかったということで、そういう判断をしました。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 聞き取りなどされてそう感じたということであれば、そこはそうとしかいえないわけですが、しかし、結果責任というのは、大変だろうけれども行政にはと言いますかやはり付いて回るものではないかと思えます。

ところで、今度はこれからのことですけれども、経常収支比率は109パーセントなので経営状況は良好であるが、近隣水準の比較は行っていないという(3)に対する答弁でございました。これはちょっと質問書の提出をしてから何日もたっているわけですし、企業団がやるにしろ、役場がやるにしろ、答弁できたのではないかと思うのですね。これは企

業団に確認したところとなっていますけれども、これは決算書が出ているわけですから、なぜ執行部ではそれを行わなかったのですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 水道企業団においては、いわゆるわれわれの決算書などで表現する内容とは違って、地方公営企業法の適用を受けた民間に近い決算書というものが作成されます。そういったことから、正確な経営状況を把握するには水道企業団の決算書に基づいた経常収支比率が適切だということで回答をいただいております。その通知については、回答にありますとおり109.7パーセントというようなことがありますので、これは経常収支比率の定義から言っても単年度収支は黒字であるということとなっております。またそのように報告を確認しました。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時41分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 給与水準については、われわれ普通公共団体においてはラスパイレス指数というものが一般的な水準の比較対象となる数値であります。地方公営企業法の適用である一部事務組合の団体であります水道企業団においては、ラスパイレス指数というものの算定は行っていないというような報告がございました。そういったことから給与水準の近隣比較は行っていないということです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 南風原町に下水道課はありますね。上水道に関する課は当然ない。ただ、南部水道企業団以外の市町村は全部水道課を持っているわけです。その職員の給与表は他の職員と違うのですか。違う体系で作られているのですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 公営企業の会計においては、地方公営企業法を一部適用あるいは全部適用とありますが、南部水道企業団においては全部適用となっております。ただ、給与ということに関しては、本町と同じように人事院勧告に基づく給料を鑑みて給与条例が策定されておりますので、給料に関する考え方は同じものと考えております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時43分)

再開 (午前10時43分)

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 給与水準のラスパイレス指数が一番明確だということで、われわれは確認をしました。ラスパイレス指数を作成するよということであれば、確認したところ作っていないという報告が最終回答でありました。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ラスパイレス指数で比較をするしかないという考えだったので、それで聞いたら作っていないというから今答えられないということだと理解しますが、私は例えば下水道課は人事異動があって都市整備課に異動したりしますよね。これは想像ですけれども、おそらく他の市町村も上水道課に行ったりまた別の課に行ったり人事異動があると思うのです。そして、不都合があってはいけないから同じような給料表でもって運営されているものだと思うのです。そうであれば、比較検討することは、ラスパイレスに限らずとも可能だったのではないかと私は指摘しておきたいと思います。十分可能ではないかと思います。

それと、昨日の寛諄さんとのやり取りで、自己水源の12パーセントあまりの活用で水道料金の負担が軽くなっているというようなお話がありましたけれども、これについて私が今日皆さんにお配りしました資料で、A3の「企業局受水市町村」とか3つ囲いがある資料の左側の表で、これは伊江島と一番下の21、22、嘉手納、金武町の2つは極端に低い、極端に高いというのがあるので事情があるのかと思ってこの3つを外して平均を取ったのが下の手書きで書いてあるものです。1,452円。これと南部水道を比較したら、まだ南部水道が高いという結果になっているわけです。これから言うと、昨日の寛諄さんへの答弁は訂正する必要があるのではないかと思いますけれども、訂正されるおつもりはありますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 南部水道の料金の件でございますけれども、これにつきましては南部水道に確認しての内容でございます。自己水を使っているものでこれくらい安くなっているというような回答で、昨日の答弁となっております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時47分）

○議長 宮城清政君 再開します。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 答弁を訂正する必要はないというようでありませけれども、これは県からいただいた資料ですので、間違いないと思います。私も具体的に南城市と与那原町については、10立米単価は確認しましたので他も間違いないだろうと思います。私は、南部水道は自己水源があるから安くなっているという言い分は当たらないと主張したいと思っています。

それから、今言った表の左側、これは与那原町の水道会計から聞いたものですが、（2）生産性の分析、職員1人当たりの給水人口、職員1人当たりの営業収益・労働生産性、職員1人当たり有収水量という指標があるようです。この与那原町のものに算出式もありましたので、同じようにして南城市と南部水道を出したのがもう一枚の数式です。これからしますと、1人当たり給水人口にしても、それから1人当たり営業収益にしても、1人当たり有収水量にしても、いずれも南部水道が低いことになっています。これはいろいろ事情があるのですが、与那原が5名、南城市が10名で運営している。それぞれ1人当たりの給水人口を見ればだいたいの規模が分かるかと思うのですが、そういうことからしても南部水道はしっかり検討する必要があるのではないかと。先ほど町長、そういったことも出かねないよと南部水道で言っていたようですが、私は今回の答弁が南部水道企業団からの回答としてはということであらわれているものですから、そもそも自分たちが解散することを前提に企業団が数字を準備することはないと思うのです。前回のよう大里村が合併によって抜けるという要因があれば急いで準備するでしょうけれども、自分たちを運営している団体を解散することを前提に他所と比較するということはありません。母体がこれは本当に有利なのだろうか、いいことなのだろうかということは常に、どの事業であれ検証してなければならぬものだと思います。有利になるためにやっているのだから。ところが、自分たちとしては分からない、南部水道企業団に聞きましたということでは、私は他人事にはしか見ていないと思うのです。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 比較というような内容ですが、南部水道企業団では南風原町と八重瀬町と区分して精算管理がされていないということがありまして、管理費とかあるいは企業債の償還とかこういったのが区分できていないので比較ができないというようなことをございました。

（●「母体としてどうなのですか」の声あり）

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 毅議員から資料をいただきましたが、この中身についてはこういうこともあると思います。本部町は別として北部、ダムを抱えている町と南部との違いは、企業局からの料金も変わるかということで痛感しております。以前、南部も同じようなかたちでいかながなものかと、よく北部の方々から言われておりましたので、そういう面で企業局の水道料金も変わってきているかと、それでこの単価になったのかと思っております。更に今一番大きな問題は、私たち南風原町と八重瀬町が今2町で南部水道企業団を運営しているわけですが、その中において今後、公会計が出てくるから、下水道も上水道も一元化で公会計が出てくると南風原町は下水道をやっている、これも南部水道にやったほうがいいのかこういうことも検討してくれよと。以前は、3万人以上は公会計を取り入れなければいけないという思いが、八重瀬町は2万9,000でしたがごく最近から3万を超しましたので、八重瀬町も同じように公会計の問題が出てくるから、これも含めて検討してくれということで申し入れをやりました。そうする中において先ほどの給与の問題、いろいろなことがあったわけです。公会計いかに南風原は南風原、八重瀬は八重瀬になる可能性はあるというニュアンスはさしておりますが、未だこれに対して取り組んでいないという状況。また私たちも離脱するためには初期の南部水道企業団への恩というものもありますので、恩を仇にして返すわけにはいかないということも含めて、解散する場合にはきれいなかたちでやっていかなければいけない。この件に関しては時間をかけてでもやっていかなければいけないというニュアンスは出している状況であります。行政だけで即離脱というのではなくて、公会計の取組問題も高所大所からどうなのか組み入れて進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長の今の答弁には2つぐらいあったと思うのですが、料金については国頭とか東村は別の箱に入っていますよ。企業受水外町村となっていますので、僕の言った平均とは係わっていません。僕が先に言った一部事務組合を作っている親団体は、それが果たして本当に有利なのかについては、一般論として常に、むしろマイナスになっているということもあり得ることから、その団体に聞くのではなくて自分なりに分析をすべきだという考え方についてどう思いますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 財政全てをトータルしている私の立場からお答えいたします。先ほど経済建設部長からございましたように、企業会計とわれわれの一般会計とは指標が

すべてと言いますかほとんど違います。そういったことから、われわれの今の知識と言いますか立場で、独自で、いわゆる水道事業だけの比較、それも南風原と八重瀬と一緒にやっている事業の効率性とかそういったものを比較して、それを二分したとき、それも単純な2分の1ではない、エリアも違う、給水人口、要するに水を受けている比率も違う、そういったところで効率化がどう働くかとかそのような比較は実際のところかなり時間がかかるとは理解しています。あとは現在ある資産の分割方法とか、一部は自己水をブレンドしながら受けている、ある一部は直接企業局の水を得ていると、それが二分化でもないですね、それぞれになった場合の費用コストなど計算するのは非常に難しい。実は試みようとしたことはありましたが、他企業との比較がなかなか、比較というのはある一定の基準をして上なのか下なのかとなるのですけれども、それぞれの自治体の事業が違うものですから、そのような比較ができない。ただ、ざっくり考えた場合というふうにやると、エリアは小さくて人は多い、単純な考え方をしたら効率は良いのかも知れないな、でも全部買う水になるな、というふうなところでやはり白黒と言いますかプラスマイナスを出せなかったのは事実であります。2年前ぐらいからそういった発想ですね。3万人以上の自治体は下水道が公会計と決まっていますので、上下水道局というのを1つにした場合の効率的なこと、どういうふうなプラスがあるのかと担当に尋ねたのですけれども、いかんせんこれまで南風原町が上水道というものをやってきたことがないものですから、まず比較が難しかった。しかし、視点を変えたとき、別々になったときの試算等もこれから出して、議員おっしゃるような検討はやはり大きな課題とはなっています。ただ、これを試算してプラスマイナスははっきりとは見えないはずですが、そのときにはやはり住民にも説明しながら決断が必要だということになると思います。もしかしたら、料金が上がるとかそういったことも出てくる。それはそのときに判断して、議会の同意を得ながら、住民同意を得ながらという流れにはなると思うのですが、比較するのはやはり難しいというのをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 この問題は、きっかけと言いますか企業団の労働組合からの提起で明るみに出て、行政の歪みを正しているその過程だと思うのです。そういう意味では、労働組合は、南風原町の労働組合を含めてですけれども、行政の問題点を住民と一緒に質していくと、そして住民の福祉向上にがんばっていただくということを期待したいと思います。ちなみに、企業団のホームページには他の自治体には当たり前になっている例規集の掲載がされていません。これは企業団の議会ではないですから、本来ならそこでやるべきだと思いますけれども、ぜひ理事者には改善をしていただきたいと思います。

次に、小中学校の保護者負担についてですけれども、議論は1回しておきたいと思うのです。考え方として出されましたが、使用者が限定されていないものについては公費で支

出、児童生徒が直接使用するものについては私費で支出するというような基準が答弁で示されました。そういう基準でこれらの徴収金は学校で判断して保護者に求めていると、こういう理解でよろしいですね。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 はい、そのような基準で徴収金を徴収しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうした場合、例えば図書費というものが年間600円各家庭から、2人子どもさんがいれば掛ける2で徴収していただいています。これがなぜ今の基準に外とするのですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 中学校で徴収している図書費についてですが、その中身についてはこの徴収したものによって、生徒からのリクエストがある図書、それから部活関連が多いと聞くのですがそれに関する指導書、参考書などを購入しております。あと、町としても図書費として予算措置されているのですが、これについては授業に関連する図書の購入、それから図書館協議会から推薦された図書の購入ということで選り分け、棲み分けをして購入しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 子どもからリクエストのあるものについてこれを充てるというような答弁でしたけれども、いずれにしろ学校の図書館に備えられるわけですよね。そういったものは、先ほどの基準からするとその児童生徒が直接利用すると言うよりも、学校の図書館に置かれて利用したい人が利用するということですから、私は矛盾があると思います。いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 われわれとしては、学校でそういった区別をしていることから、適切な対応をしていると理解しています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 他県ですけれども、またこれは最初で申し上げておきますけれども学校ごとに違いがあるということにどうこう言うつもりはありません。学校の特色というものがありますからそれぞれ景観やいろんなものがあってこうなっているということは、それはそれでいいだろうと思うのです。けれども、やはり学校から示されるものは、保護者は負担せざるを得ないのです。基本的に拒否できない。いわば第二の税金だとどこかの文書にありました。そういうものですから、その基準はある程度明確でなければいけないと思うのです。私の知っている例では、学校のホームページにその基準を明確にしている学校があるそうです。そうすれば保護者から質問があったとき、明確に答えられる。そういうものがいいと思うのです。そういうふうに学校として自ら追い詰めると言っては変だけれども、そういうふうになっている。今の図書費の問題、あるいは水道の水は公で負担しているでしょう。でも子どもたちが使うじゃないですか。飲むじゃないですか。その一部負担もないでしょう。必ずしも今おっしゃった線は基準にならないということは指摘しておきたいと思えます。そういったこともありますので、ぜひこの議論は今後も深めたいと思えます。

賄費についてですが、値上げを検討しているということでした。いくら値上げする考えですか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 上間 諭君 それではお答えいたします。大城議員の質問にもお答えしていますように、現在、検討中でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 26年度の予算説明で、私の知る限り初めて財源補てんがされました。その時の考え方はどういう考え方ですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 平成26年の当初予算にて財源補てんを認めてもらいました。その時は、消費税が5パーセントから8パーセントへ上がると、またそのあとにすぐ10パーセントに上がるというふうに日程が示されておりました。8パーセントに上がる、また10パーセントに上がるということで、値上げ、値上げになるということから、当分の間、財源補てんを認めてもらいましたが、しかしながらこの8パーセントから10パーセントに上

がる時期が延び延びになってきていることから、財源補てんも26年、27年、28年やっていただいたのですが厳しい状況となっていることから、今回の予算編成となっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうすると、10パーセントは2019年ですが、これはまた上げるつもりですか。

○議長 宮城清政君 最後に答弁を許します。教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 消費税の値上げも視野に入れながら、しかしながら食材の値上げもあることから、それも含めて総合的な観点から今見直しを検討しているところであります。